

# 第1章 総則

## 第1節 総則

### 1 目黒区災害廃棄物処理計画の目的

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、近年の台風や大雨による風水害の被害は広範囲に及び、大量の災害廃棄物が発生した。

災害廃棄物処理計画に関して、国は、平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨等の廃棄物処理に係る経験や教訓をもとに、平成27年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法」を改正した。そして、平成28年には「廃棄物処理法基本方針」において、災害廃棄物の処理について計画に定めることを区市町村の役割として位置付けるとともに、災害時における廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要となる基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を作成した。

また、東京都（以下「都」という。）は、東日本大震災及び平成25年伊豆大島の土石流災害において災害廃棄物の受入処分を行ったほか、平成28年熊本地震では、円滑な処理実現のため職員を派遣し支援を行った。こうした経験や教訓を踏まえ、平成29年に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、都内区市町村における災害廃棄物処理計画の策定の参考となる基本的な考え方や必要な体制等を定めた。

今後、大規模災害が発生した場合、目黒区（以下「区」という。）においても、平常時と性状の異なる膨大な量の災害廃棄物が発生することが想定される。区民の安全・安心の確保や速やかな災害復旧に向けて災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うために「目黒区災害廃棄物処理計画」（以下「計画」という。）を策定する。

### 2 目指す姿

区民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止しながら、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、早期の復旧、復興を図る。

実際の処理にあたっては、SDGsの観点を踏まえ、資源循環・適正処理を推進し、環境への負荷の少ない地域社会の実現に寄与する。



### 3 災害廃棄物処理の基本方針

---

#### (1) 安全の確保

倒壊家屋の撤去・解体作業や仮置場での搬入・搬出、作業及び管理において、周辺住民や処理事業者の安全の確保を徹底する。

#### (2) 計画的な対応・処理

災害発生時は、時間の経過とともに災害廃棄物の処理の対応方法も変化することが予測される。仮置場の適正配置、計画的な処理施設への搬入等、初動期、応急・復旧期のそれぞれの状況を踏まえながら、体制を構築し処理を推進する。

#### (3) 衛生的な処理

区民の生活環境面での安全・安心の確保に努める。悪臭、害虫の発生や感染症対策等を考慮し、災害発生時期を踏まえて衛生的な処理を図る。

#### (4) 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺の環境に配慮し、適正な処理を推進する。

#### (5) 経済性を配慮した処理

可能な限り、最小の費用で最大の効果が得られる処理方法を選択する。

#### (6) リサイクルの推進

膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。リサイクルしたものは復興資材として有効活用する。

#### (7) わかりやすい排出・分別の周知

区民や事業者へ災害廃棄物の排出・分別方法を分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、区民や事業者の理解と協力により分別を徹底する。

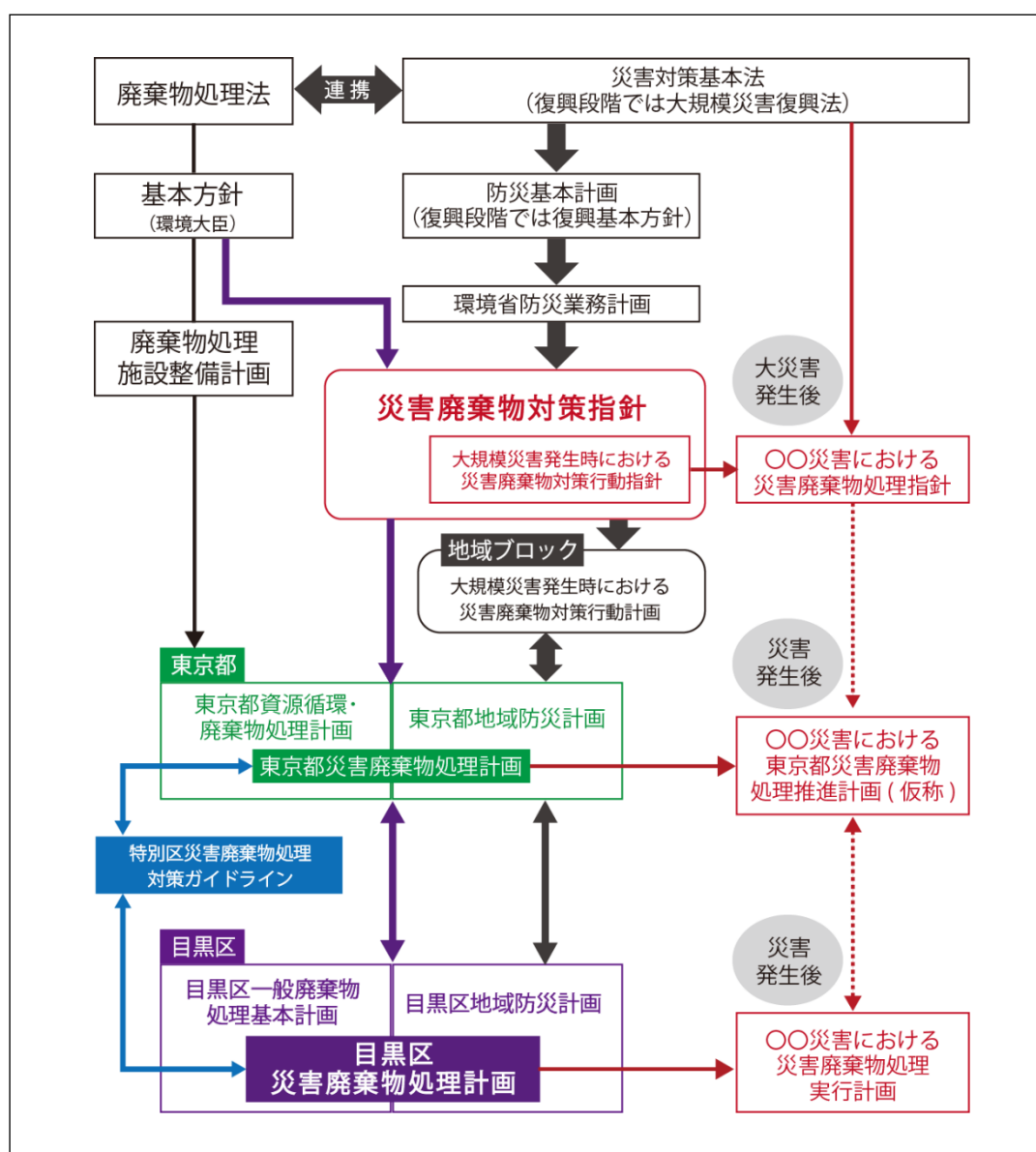
#### (8) 共同処理及び関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）、東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という。）、都、事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には、国、他市町村等との協力・支援を受けて処理する。

#### 4 計画の位置付け

計画は、災害廃棄物処理の連携に不可欠な、特別区、清掃一組、清掃協議会、都、事業者それぞれの役割を明確化した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を踏まえて策定するものである。また、「目黒区地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）等との整合を図り、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」における廃棄物の処理に関する事項を補足する計画として位置付けられる。

図 1-1 計画の位置付け



出典「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月）を一部編集

## 第2節 基本的事項の整理

### 1 対象とする災害の規模・種類

#### (1) 地震災害

地震による被害想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）のうち、目黒区において被害が最も大きく見込まれる条件下（想定地震：東京湾北部地震）のものとする。

※被害想定の詳細は、資料編P32を参照

表 1-1 想定される地震の条件

想定地震	東京湾北部地震 M7.3		
	冬の朝5時	冬の12時	冬の18時
想定風速	8m/秒	8m/秒	8m/秒

出典「目黒区地域防災計画」（令和2年12月）を一部編集

#### (2) 風水害・土砂災害

区内の目黒川は、現在護岸の改修や調節池の整備に進展がみられるところであるが、これまでも溢水を何度となく繰り返してきた河川である。また、立会川や呑川等はほとんどが下水道幹線として暗渠化されているが、大雨により雨水の排水処理が追い付かず発生する内水氾濫は未だに危険性が高い。

これらを踏まえ、計画で想定される風水害及び土砂災害は、「城南地区河川流域浸水予測区域図」及び「目黒区土砂災害ハザードマップ」（平成30年10月）に基づくものとなるが、対象は目黒区全域とし、その対策は震災対策に準ずるものとする。

※区で公表している浸水被害の想定エリアは資料編P33、土砂災害の想定エリアは資料編P34を参照

#### (3) 火山噴火による災害

火山噴火による災害については、「富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会報告書」（令和3年3月 富士山火山防災対策協議会）の降灰可能性マップにより10cmの降灰が想定されており、その対策は震災対策に準ずるものとする。

## 2 対象とする災害廃棄物の種類

対象とする廃棄物は、地震等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物（生活ごみ及びし尿）とし、以下「災害廃棄物」という。通常生活により排出されるごみは含まない。

表1-2 対象とする廃棄物

地震等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）		
道路啓開や倒壊家屋の撤去・解体等に伴い排出されるがれき		
被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物（生活ごみ及びし尿）		
生活ごみ	片付けごみ	被災地域の各家庭から排出される粗大ごみ等
	避難所ごみ	避難所等から排出されるごみ
し尿		仮設トイレや恒常的にし尿収集の対象となっている住戸のトイレ等、バキュームカーで収集するもの

表 1-3 災害廃棄物の種類と性質等(具体例)

廃棄物の種類		性質等
可燃物/可燃系混合物 (繊維類、紙、木質系混合物、プラスチック等が混在し、概ね可燃性の廃棄物)		<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。</li> </ul>
木くず (柱・梁・壁材のほか、水害による流木等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要となる。</li> <li>火災発生の恐れがある。</li> </ul>

第1章 総則  
第2節 基本的事項の整理

廃棄物の種類		性質等
<p>畳・布団</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭を発する可能性があるほか、発酵による蓄熱から発火または延焼の原因となる場合がある。</li> <li>・腐敗が進行すると悪臭を発するため、腐敗が始まっている物は優先して処理する。</li> </ul>
<p>不燃物/不燃系混合物 (細かなコンクリートやガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理困難物や資源化が可能なものではできる限り取り除く。</li> </ul>
<p>コンクリートがら (コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート構造の建築物を解体する際に発生する。</li> <li>・リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去、破碎等が必要となる。</li> </ul>
<p>金属くず (鉄骨や鉄筋、アルミ材等)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨構造の建築物等を解体する際に発生する。</li> </ul>

廃棄物の種類		性質等
<p>廃家電（4品目） （被災家屋から排出される家電4品目で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法に基づき処理する。</li> <li>・破損品はリサイクル不可のため取り扱いに注意する。</li> <li>・腐敗防止のため庫内の生鮮品等は除去しておく。</li> <li>・家電リサイクル券の貼付のため、品目、寸法、メーカーごとに整理が必要となる。</li> </ul>
<p>小型家電/その他家電 （被災家屋から排出される小型家電等、家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損によりリサイクル不可となった家電4品目も含む。</li> </ul>
<p>腐敗性廃棄物 （被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工物等）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗し悪臭を発するため、優先的に処分する。</li> </ul>
<p>危険物及び有害物 （石綿含有廃棄物、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、水銀使用廃製品、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、消火器、ボンベ類等）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・種類ごとに適正に保管・管理し、早期の処理を行う必要がある。</li> </ul>

第1章 総則  
 第2節 基本的事項の整理

廃棄物の種類		性質等
廃自動車等 (災害によって被害を受けた自動車、自動二輪、原付自転車)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。</li> <li>・処理するためには所有者の意思確認が必要である。また、保管方法は警察等と協議し、盗難に注意する。</li> </ul>
その他の処理困難物 (石膏ボード、工場等から発生する原料及び製品等)	 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種類ごとに選別しておく。</li> <li>・通常の処理施設での処理が困難なものは、産業廃棄物処理業者(許可業者)へ協力を依頼する。</li> </ul>

出典「環境省災害廃棄物対策情報サイト 添付資料『廃棄物の種類』」を一部編集



### 3 処理主体

#### (1) 区の役割

区内で発生した災害廃棄物の収集・運搬及び仮置場の運営等は、区が主体となつて行う。

なお、中間処理については、清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用する等して、特別区と連携して処理を行う。特別区で共同処理しきれない場合は、都を通じて他県等での広域処理を実施する。また、最終処分については、特別区及び東京都と連携して実施する。

#### (2) 特別区の役割

災害発生初動期には、特別区全体の情報を集約し、災害廃棄物処理を円滑に行うための「特別区災害廃棄物処理初動本部」を設置する。また、各区が自区域内で発生した災害廃棄物を単独で処理しきれない場合は、特別区全体で円滑に処理が行えるよう「特別区災害廃棄物処理対策本部」を設置して、各区で発生した災害廃棄物を共同処理する二次仮置場、仮設処理施設及び資源化物一時保管場所の設置及び処理を行う。

#### (3) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

清掃一組は、各区で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行う。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）を行う。

#### (4) 東京二十三区清掃協議会の役割

清掃協議会は、特別区及び清掃一組の事務のうち、災害廃棄物の収集・運搬に係る事務について、運営管理を行う。

#### (5) 東京都の役割

都は、区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が損失した場合等、「地方自治法 第252条の14」の規定に基づく事務委託を受けて、区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

#### (6) 区民の役割

区民は、まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一である。早期の復旧・復興に向けて、区と連携し廃棄物の排出の際の分別を徹底するよう努める。

(7) 事業者の役割

事業者は、被災した事業所から排出される廃棄物の処理を行うとともに、区及び都が実施する災害廃棄物処理に協力する必要がある。廃棄物処理の許可を有する事業者は、災害廃棄物の適正処理に努める。

4 タイムライン

処理期間を3年と設定した場合の発災後の時期区分（初動期、応急・復旧期）は以下のとおりである。なお、実際の処理期間は、災害の規模や種類によって異なる。

表 1-4 発災後の時期区分

項目	初動期		応急・復旧期	
	(3日)	(1か月)	(3か月～3年)	
組織体制の整備	職員の安否確認			
	災対環境清掃部 設置・運営			
	特別区災害廃棄物処理初動本部の設置・運営		特別区災害廃棄物処理対策本部の設置・運営	
実行計画の策定	災害廃棄物発生量の算定	実行計画の策定	必要に応じて随時見直し	
道路啓開	障害物の除去	応急集積場所・一次仮置場への運搬		
仮置場の設置・運営	仮置場の選定・確保	臨時集積所・応急集積場所・一次仮置場の設置・運営		原状回復
			二次仮置場の設置・運営（特別区）	
			環境モニタリングの実施	
倒壊家屋の解体・撤去	被災状況の集約		解体申請窓口の設置	
		緊急性の高いもの（通行障害等）	解体・撤去の実施	
			環境モニタリングの実施	
災害廃棄物の処理	し尿	体制確保	収集・運搬・処理	
	生活ごみ（避難所ごみ）	体制確保・区民への広報	収集・運搬	
			中間処理・最終処分、必要に応じて広域処理	
災害がれき	体制確保	災害がれき 収集・運搬		
		中間処理・最終処分、必要に応じて広域処理		